

発送されるボンカン、タンカン、リュウウチン種の  
 スウイトオレンジ及びいしの生果実に係る農  
 林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次  
 のように改正し、平成六年十二月八日から施行す  
 る。

平成六年十二月八日

農林水産大臣 大河原太一郎

七の(一)中「ボンカン、タンカン及びリュウウチン  
 種のスウイトオレンジの各生果実」を「生果実  
 のこん包」に改め、「終了している旨」の下に「及  
 び仕向地が日本である旨」を加え、同七の(一)中「三  
 の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実のこん  
 包には」を「(一)の仕向地の表示は」に改め、「仕向  
 地が日本である旨の表示が」を削る。

○農林水産省告示第千六百四十号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第  
 七十三号)別表一の二の項の規定に基づき、昭和

五十五年四月三日農林水産省告示第百三十七号  
 (植物防疫法施行規則別表一の二の項の台湾から